

野焼きの実施状況に関するアンケート調査結果

1. 調査概要

1.1. 調査期間

平成 29 年 12 月 12 日(火) ～ 平成 30 年 2 月 23 日(金)

1.2. 調査対象

都道府県:47 件、大気汚染防止法政令市:84 件 ⇒ 計 131 件

1.3. 調査方法・回答率

- エクセル形式の調査票を電子メールにより送付し、回答いただいた。
- 回答件数 131 件(回収率:100 %) ※ 平成 28 年 3 月末時点で回答

1.4. 調査項目(設問)

調査票	設問	
調査票(1) 貴自治体における 野焼きの実施状況 について	設問1	貴自治体の管理下で実施される野焼き(※貴自治体から外部の事業者等に委託して実施する野焼きも含む)について、該当箇所に「○」をご記入ください。
	設問2	貴自治体の管轄地域で野焼きが多い地域について、該当箇所に「○」をご記入ください。(※ 設問1 でご回答いただいた自治体管理下で実施される野焼きを除く)
	設問3	住民等から寄せられた野焼きに関する苦情件数について、該当箇所に「○」をご記入ください。※ 野焼きに関する苦情件数を把握している場合、回答可能な個所のみでかまいませんので、具体的な件数をを以下にご回答ください。
	設問4	貴自治体において、PM _{2.5} 濃度と野焼きの関連性が疑われた日がありましたらご回答ください。
調査票(2) 野焼きの防止に係 る対策、取組等につ いて	設問1	貴自治体において、野焼きを抑制するために実施した取組、対策等がありましたら、該当箇所に「○」をご記入ください。
	設問2	設問1. にご記入いただいた取組等について、取組等の実施による野焼きへの効果を確認している場合はご回答ください。
調査票(3) 野焼き時の大気汚 染物質常時監視 データの取り扱い について	設問1	貴自治体において、野焼きが疑われた場合の大気汚染物質常時監視データの取扱いについて、該当する箇所に「○」をご記入ください。(回答は複数選択可能です。)
	設問2	設問1. においてご回答いただいた野焼き時の大気汚染物質常時監視データの取扱いについて、野焼き時に欠測処理を行っている場合はその理由をご回答ください。

2. アンケート結果

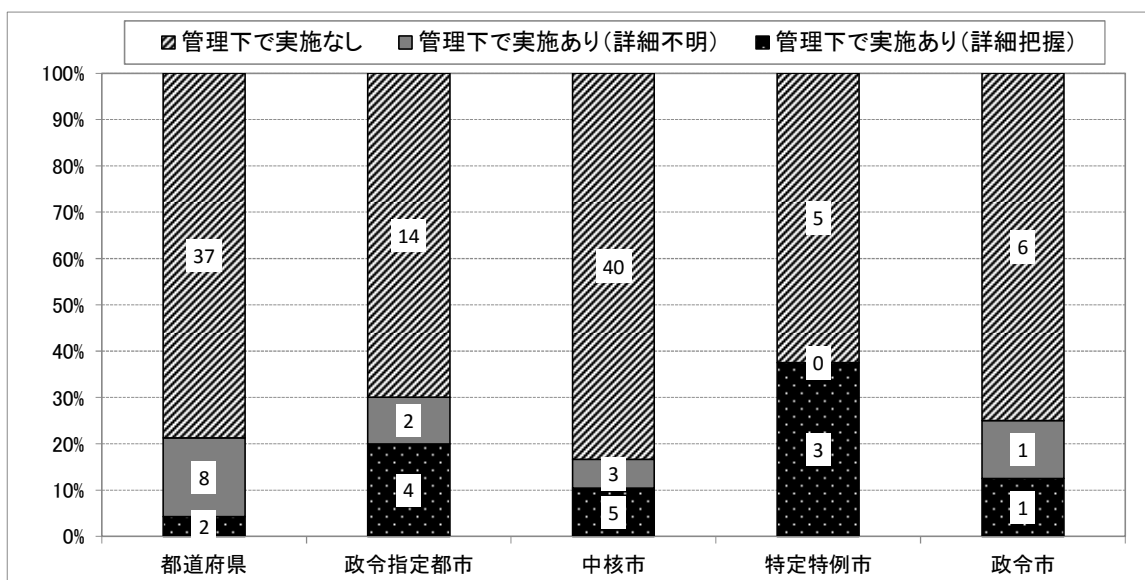
(1) 野焼きの実施状況について(調査票(1))

① 自治体管理下で実施される野焼きについて(設問1)

自治体の管理下で実施される野焼きの有無は図 1 に示すとおりであり、管理下で野焼きを実施している(詳細不明も含む)と回答した自治体は全体の 22 % (29 件)であった。

また、管理下で実施される野焼きの主な内容は以下のとおり。

- 公園や河川、遊水地、ため池の草木、花等の焼却(ヨシ焼き、土手焼き)
- 祭り、どんど焼き、焼き芋、もちつき、だるま焼き等のイベント
- 害虫駆除、防火のための山焼き
- 漁業廃棄物の焼却



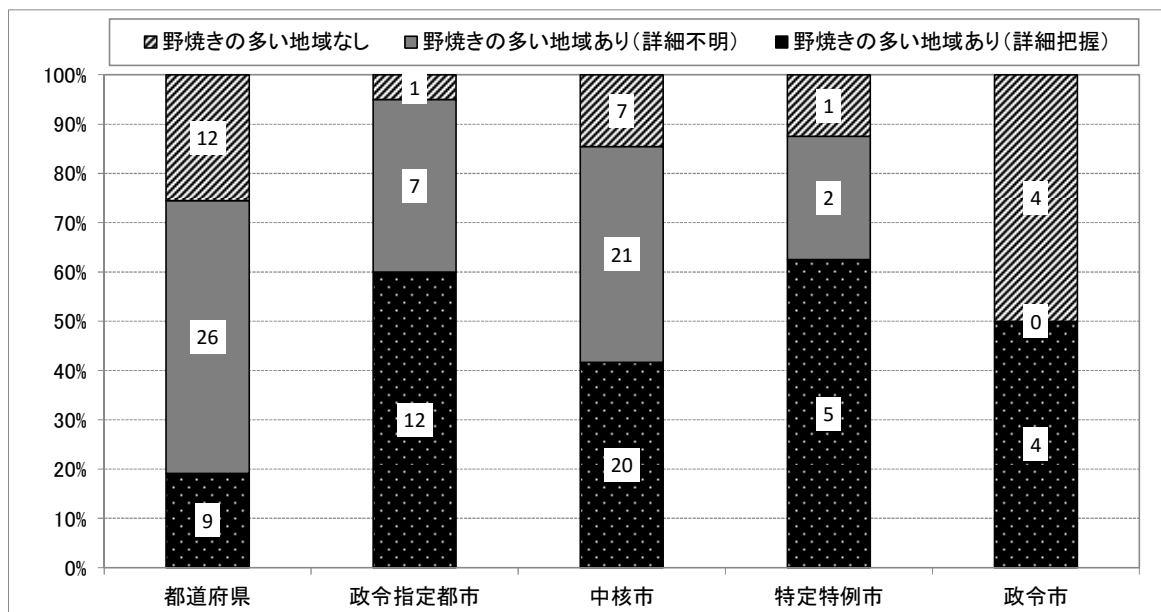
注: 図中の数値は回答件数を示す。

図 1 自治体管理下で実施される野焼きの有無

② 野焼きの多い地域や時期に関する把握状況について(設問2)

管轄する区域内で野焼きの多い地域等の把握状況を回答いただいたところ、全体の 81 % (106 件)の自治体が把握している(詳細不明も含む)と回答した(図 2)。

また、野焼きの多い地域や時期については、秋頃(9月～11月頃)と回答した自治体が多く、主に稲わらやもみ殻等の農業残渣の焼却によるものであった(表 1)。



注: 図中の数値は回答件数を示す。

図 2 野焼きの多い地域の有無(把握状況)

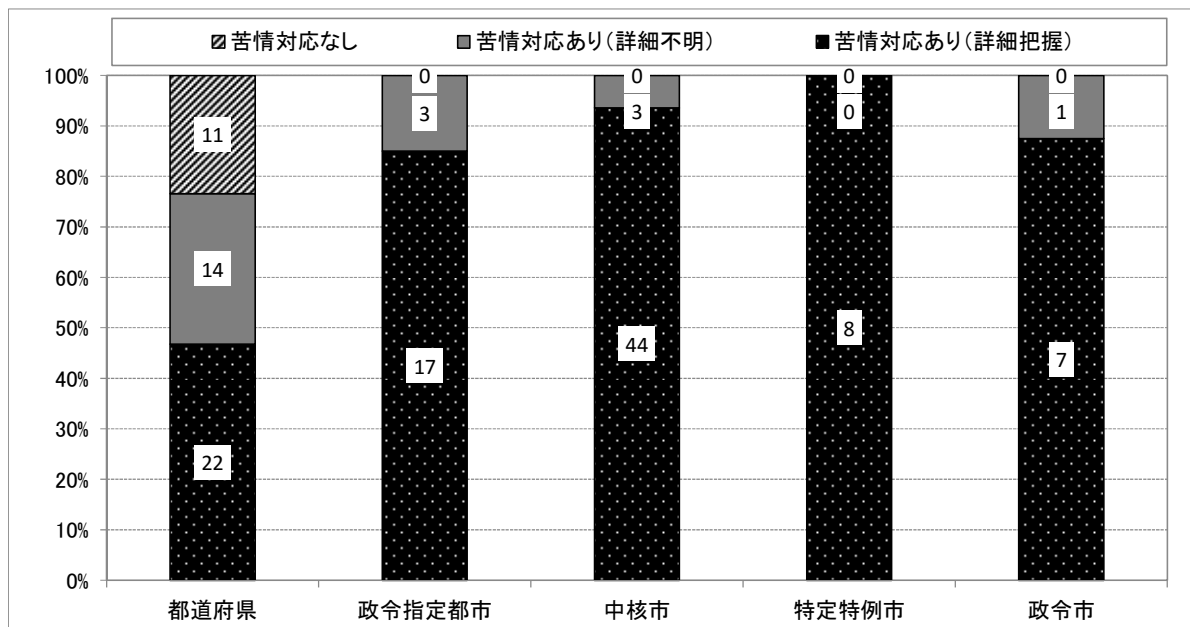
表 1 野焼きの多い時期、主な焼却物

野焼きの多い時期	件数 ^注	主な焼却物
春(4~6月頃)	4	農業残渣(麦わら、稲わら等)、笹、竹、木材、落ち葉、刈った雑草
夏~秋(8月~11月頃)	2	農業残渣(稲わら、もみ殻)、雑草
秋(9月~11月頃)	22	農業残渣(稲わら、もみ殻等)、落葉、庭木の剪定枝、雑草、枯れ草、燻炭、竹、笹、木材、
秋~冬(9月~1月頃)	9	稲わら、木の枝、収穫残渣、枯葉・枯枝、伐採竹 農業残渣、農作物、あぜ草、剪定くず
冬(12月~1月頃)	2	農業残渣(稲わら)、枝
秋~春(9月~3月頃)	5	稲わら、剪定枝、落ち葉、廃材、廃プラ類、柿の剪定枝、落ち葉、畑の残渣、書類
不定期	26	産業廃棄物等(違法焼却)、木くず、農業残渣(稲わら、もみ殻等)、草木、雑草、塔婆、枯花・枯草、剪定枝、落ち葉、家庭菜園くず、どんと焼き、公園利用者のごみ、漁業残渣(かき筏)、家庭ごみ(家具、紙ごみ等)
不明	2	農業残渣(稲わら、雑草)
合計	72	—

注: 複数回答あり。

③ 野焼きの苦情件数について(設問3)

野焼きに関する苦情について、政令指定都市、中核市、特定特例市、行政市は全ての自治体が対応しており、それらの多くの自治体が詳細を把握しているとの回答をいただいた。



注: 図中の数値は回答件数を示す。

図 3 野焼きに関する苦情への対応状況

また、野焼き(野外焼却)に関する苦情件数の回答状況は表 1 に示すとおりであり、一部の自治体からは月別の件数についても回答いただいた。

表 2 野焼きに係る苦情件数の把握の有無に関する回答状況

自治体区分	送付 件数	H26			H27			H28		
		回答件数		回答率	回答件数		回答率	回答件数		回答率
		月別注			月別注			月別注		
都道府県	47	23	9	49 %	23	9	49 %	24	10	51 %
政令指定都市	20	17	15	85 %	17	15	85 %	17	15	85 %
中核市	48	43	38	90 %	45	41	94 %	45	41	94 %
特定特例市	8	8	6	100 %	8	6	100 %	8	6	100 %
政令市	8	7	6	88 %	6	5	75 %	7	6	88 %
合 計	131	98	74	75 %	99	76	76 %	101	78	77 %

注: 「月別」は、1 カ月ごとの苦情件数を回答いただいた件数(回答件数の内数)。

④ PM_{2.5}と野焼きの関連性が疑われた事例について(設問4)

各自治体において、PM_{2.5}と野焼きの関連性が疑われた事例を回答いただいた(表 3)。

表 3 PM_{2.5}と野焼きの関連性が疑われた事例(1/8)

自治体名	日時	焼却物	確認方法
青森県	H26年9月24日	稲わら	NO ₂ 、SPM及びPM _{2.5} の濃度が共に上昇しているかどうかをテレメータシステム上で確認 ※ PM _{2.5} のフィルターは未確認 ※ 濃度が急上昇しても現地へ向かうことはない
	H26年9月28日		
	H26年9月29日		
	H26年10月1日		
	H26年10月2日		
	H26年10月5日		
	H26年10月11日		
	H26年10月12日		
	H26年10月13日		
	H26年10月26日		
	H26年10月31日		
	H26年11月1日		
	H26年11月9日		
宮城県	H28年2月14日	不明	現場周辺を確認 PM _{2.5} のフィルターを確認
	H28年2月14日	不明	現場周辺を確認 PM _{2.5} のフィルターを確認
	H29年3月12日	ヨシ等	ニュース、現場周辺を確認 PM _{2.5} のフィルターを確認
山形県	H27年3月30日	河川敷の草	・PM _{2.5} 濃度が急上昇したため、担当職員が現地で燃えかすを確認 ・現地の消防団員への聞き取り
	H27年7月28日	農業残渣	・草木の焼却のようにおいが漂ってきた為、担当者が現場を確認
茨城県	H29年3月26日 6:00	不明	PM _{2.5} のフィルターを確認 (測定値:156 μg/m ³)
栃木県	H29年1月29日	農道の草木の焼却(農道のしば焼き)	PM _{2.5} 濃度が急上昇したため、後日テープろ紙を用いた成分分析からバイオマス燃焼指標成分を確認、近隣JAに野焼きの有無を確認
	H29年2月5日		
	H27年3月22日 H28年3月26日	遊水地の草木の焼却(ヨシ焼き)	ヨシ焼きの様子をHPから確認

表 3 PM_{2.5}と野焼きの関連性が疑われた事例(2/8)

自治体名	日時	焼却物	確認方法
千葉県	H26年6月18日 H26年11月21日 H26年12月24日 H27年9月4日 H28年3月7日 H28年10月25日 H28年12月10日 H28年12月18日	不明	PM _{2.5} のフィルター及び現地確認
東京都	H26年11月5日 H27年11月1日 H28年11月8日 H29年1月15日 H30年1月14日	農業残渣と 思われる どんど焼き	PM _{2.5} 、SPM 等が急激に上昇したため、 フィルターへの影響を確認 教職員に確認(学校行事)
新潟県	H27年6月3日 H27年8月4日 H27年11月7日 H29年3月11日 H29年4月1日 H29年10月25日	不明 草 落ち葉 不明 不明 もみ殻	保守点検業者が現地で確認 保守点検業者が現地で確認 PM _{2.5} のろ紙を確認 PM _{2.5} のろ紙を確認 PM _{2.5} のろ紙を確認 保守点検業者が現地で確認
富山県	H29年5月12日 H29年10月6日 H29年10月28日～29日	不明 草・藁など 稲わらや庭 木の剪定枝 などが想定 される	PM _{2.5} 濃度が上昇したため、担当者が現 場を確認
福井県	H26年6月4日 H26年6月21日 H27年9月24日	不明 不明 不明	PM _{2.5} のフィルターを確認 PM _{2.5} のフィルターを確認 測定局の大気汚染監視カメラで確認
山梨県	H29年2月6日	河川の草木	PM _{2.5} 注意喚起予報発令に係る市町村 へのアンケート調査により芝焼きの実施 を確認
滋賀県	H26年6月16日～17日 H27年5月15日 H27年8月28日	麦わら 不明 雑草	周辺各地で野焼きを確認。成分分析に より指標成分が上昇。 ろ紙に野焼きによる茶色のスポットを確 認 現地で野焼きを確認

表 3 PM_{2.5}と野焼きの関連性が疑われた事例(3/8)

自治体名	日時	焼却物	確認方法
京都府	H29年4月4日	不明	ろ紙の色を確認 茶色
	H29年5月16日		
	H29年5月24日		
	H29年5月24日		
	H29年6月18日		
	H29年7月25日		
	H29年8月27日		
	H29年9月4日		
	H29年9月24日		
	H29年9月25日		
	H29年9月26日		
	H29年9月27日		
	H29年10月10日		
	H27年度(約60件) H28年度(約40件)		
大阪府	H27年8月29日	農作物の疑い	野焼き跡の痕跡
兵庫県	H27年1月29日	A市内で実施された畦焼きの煙が各地に移流したと考えられる	N局PM _{2.5} 濃度をはじめ、周辺局の濃度が急上昇したため、担当者が翌日に現場(A市内)を確認
和歌山県	H27年1月5日	不明(農地での野焼き)	常時監視測定機器維持管理の委託業者が、局舎への定期訪問の際に、隣接農地での野焼きを確認
島根県	H27年10月8日	稲わら等	測定局で周辺における野焼きを確認
岡山県	H28年10月16日	稲わら	PM _{2.5} のフィルター確認等
	H28年10月31日		
	H28年11月5日		
	H28年11月5日		
	H28年11月7日		
	H28年11月13日		
徳島県	H27年1月16日頃	不明	現地にて燃えかすを確認

表 3 PM_{2.5}と野焼きの関連性が疑われた事例(4/8)

自治体名	日時	焼却物	確認方法
福岡県	H26年6月1日	麦わら	現地で麦わら焼きの跡を確認
		麦わら	現地で麦わら焼きを確認
	H26年6月2日	麦わら	現地で麦わら焼きの煙を確認
		麦わら	現地で麦わら焼きの後を確認
	H26年10月20日	稲わら	現地で稲わら焼きを確認
	H26年10月29日	稲わら等	現地で稲わら焼きを確認
	H26年10月30日	不明	SPMの濃度等から前日の影響と判断
H26年10月31日	不明	SPMの濃度等から前日の影響と判断	
佐賀県	H26年4月27日	不明	ろ紙確認
	H26年5月13日	ゴミ(草木)	現場確認
	H26年6月7日	不明	ろ紙確認
	H26年6月9日	稲わら	現場確認
	H26年6月10日	ゴミ(草木)	ろ紙、現場確認
	H26年6月20日	不明	ろ紙確認
	H26年11月17日	不明	ろ紙確認
	H27年1月21日	ゴミ(草木)	現場確認
	H27年10月7日	不明	SPMも高く、1分間値の変動
	H27年10月8日	不明	SPMも高く、1分間値の変動
	H27年10月10日	不明	SPMも高く、1分間値の変動
	H27年10月14日	不明	SPMも高く、1分間値の変動
	H27年10月18日	落ち葉等	現場、ろ紙確認
	H27年11月3日	ゴミ(草木)	現場確認
	H27年11月12日	不明	SPMも高く、1分間値の変動
	H28年4月14日	不明	ろ紙確認
	H28年5月19日	ゴミ(草木)	現場確認
	H28年6月18日	不明	SPMも高く、1分間値の変動
	H28年7月29日	不明	SPMも高く、1分間値の変動
	H28年10月2日	稲わら	現場確認
H28年11月6日	稲わら	SPMも高く、1分間値の変動	
H28年11月10日	不明	SPMも高く、1分間値の変動	
H28年11月26日	不明	ろ紙確認	

表 3 PM_{2.5}と野焼きの関連性が疑われた事例(5/8)

自治体名	日時	焼却物	確認方法
長崎県	H29年4月24日	不明	ろ紙確認
	H29年9月29日	不明	ろ紙確認
	H29年10月10日	稲わら	焼却跡確認、ろ紙確認
大分県	H28年4月10日 8時 他、同所複数回	草木、枯れ 葉	PM _{2.5} 及びSPMのフィルターを確認。(また、以前に現地で燃えかすを確認。)
宮崎県	H27年1月18日 H28年1月17日	河川敷の草 農業残渣	苦情があり、市が調査 消防に確認、担当者が現場確認
鹿児島県	H26年4月12日	田んぼの除 草の焼却	現場付近で焼却痕確認
さいたま市	H26年12月24日	たき火	埼玉県よりPM _{2.5} が高濃度になっているとの連絡を受け、現場を確認
新潟市	H26年8月6日	農業残渣	現地で燃えかすを確認
京都市	H26年4月15日	炭	局舎横で炭を燃やした跡を確認
	H26年6月4日	農業残渣	点検時に野焼き作業を確認
	H27年9月30日	農業残渣	点検時に野焼き跡を確認
岡山市	H28年11月5日	不明	(1)市内全体の空がかすんでおり、焦げ臭いにおいを発していた。 (2)県や他の市が設置する周辺の測定局でも同様にPM _{2.5} 濃度が上昇していた。 ※調査対象期間外でも、H29年11月6～8日に野焼きの影響と考えられるPM _{2.5} の濃度上昇あり。
広島市	H27年6月25日 H27年9月30日 H27年10月30日 H27年11月4日 H27年12月17日 H28年1月10日 H28年8月24日 H28年10月30日 H28年11月3日 H28年12月21日	不明	PM _{2.5} のフィルターを確認

表 3 PM_{2.5}と野焼きの関連性が疑われた事例(6/8)

自治体名	日時	焼却物	確認方法
広島市 (続き)	H29年5月21日	不明	PM _{2.5} のフィルターを確認
	H29年5月31日		
	H29年10月9日		
	H29年11月5日		
	H29年11月13日		
福岡市	H27年10月8日	農業残渣	測定局付近で燃えかすを確認。
熊本市	H27年12月3日	稲わら	測定局周辺田んぼで野焼きの跡を確認。
	H28年8月5日	稲わら	測定局周辺で煙が上がっているのを職員が現場で確認。
和歌山市	H26年5月14日	稲わら、家庭 ごみ等	PM _{2.5} の濃度上昇が見られた時間帯での、他の影響測定項目の測定状況、気象・周囲環境の条件、他の測定局との比較等から、野焼きとの関連性が疑われた。 (当該測定局付近には、野焼き実績のある地点を数か所確認している。)
	H26年7月15日		
	H26年11月6日		
	H26年11月16日		
	H26年12月10日		
	H27年7月25日		
	H27年9月22日		
	H27年12月27日		
	H28年2月29日		
	H28年6月15日		
	H28年10月15日		
	H28年11月18日		
	H28年11月21日		
	H28年12月3日		
	H28年12月5日		
	H28年12月19日		
	H29年1月3日		
	H29年1月5日		
	H29年2月8日		
H29年2月4日			
H29年2月13日			
H29年2月14日			

表 3 PM_{2.5}と野焼きの関連性が疑われた事例(7/8)

自治体名	日時	焼却物	確認方法
福山市	H28年5月28日 H28年10月11日 H28年10月15日 H28年11月13日 H28年12月25日 H29年2月7日 (H26・H27年度については 保存年限を過ぎているため 詳細不明。)	不明	PM _{2.5} のフィルターを確認
	長崎市	H28年11月7日 18:10	不明
大分市	H26年11月5日		PM _{2.5} のフィルターを確認
	H27年1月31日		PM _{2.5} のフィルターを確認
	H28年1月16日		PM _{2.5} のフィルターを確認
	H28年5月18日		測定機器管理委託業者が野焼きを確認
	H28年6月3日		市職員が野焼きを確認
	H28年6月7日		PM _{2.5} のフィルターを確認
	H28年7月27日		PM _{2.5} のフィルターを確認
	H28年12月2日		PM _{2.5} のフィルターを確認
	H28年12月19日		PM _{2.5} のフィルターを確認
	H29年1月28日		PM _{2.5} のフィルターを確認
宮崎市	H27年1月18日	不明	森林法に基づく火入れ(野焼き)の申請 状況確認
	H28年1月17日	不明	森林法に基づく火入れ(野焼き)の申請 状況の確認及び市内数箇所にて野焼き の臭いを確認
	H29年1月29日	不明	森林法に基づく火入れ(野焼き)の申請 状況確認及び支所職員に聞き取り調査 を行った
明石市	H28年1月5日	不明	近隣局とのデータの差、時間値が100→ 38 µg/m ³ になるなど通常ない動き

表 3 PM_{2.5}と野焼きの関連性が疑われた事例(8/8)

自治体名	日時	焼却物	確認方法
加古川市	H28年5月8日	不明	PM _{2.5} のフィルターを確認
	H28年8月9日		
	H28年8月13日		
	H28年9月2日		
	H28年11月5日		
	H28年11月7日		
呉市	H26年9月10日	農業残渣、 家庭ごみ	現地調査を実施した結果、小学教員の話によると、登校した際に野焼きの煙及び臭いがあったとのこと。 (7時前に登校 他2名の職員に確認)
佐世保市	H26年6月4日	農業残渣	現場で確認
	H26年6月5日	農業残渣	現場で確認
	H27年8月30日	花火	燃えかす確認
	H28年4月25日	農業残渣	フィルターで確認
	H28年8月2日	農業残渣	フィルターで確認
	H28年8月9日	花火	燃えかす確認
苫小牧市	例年正月前後	神社のかがり 火等	職員が現地を確認
	例年7月～8月頃	お祭りによる 焼き鳥や花 火等	町内会の公表物や聞き取りの実施
市原市	H26年9月18日	農業残渣	PM _{2.5} のフィルターを確認
	H26年9月21日		
	H27年1月4日		
	H27年2月15日		
	H27年10月1日		
	H28年3月8日		
	H29年1月7日		
	H29年2月16日		

(2) 野焼きの防止に係る対策、取組等について(調査票(2))

各自治体における野焼き防止に係る取組等の実施状況は表 4 に示すとおりであり、多くの自治体がいずれかの対策等を実施している。

「③ 条例により野焼きに対する規制の強化等」について、政令指定都市や中核市等は、属する都道府県の条例に基づき、規制を強化しているとの回答が多かった。また、自治体独自の条例により農業残渣の焼却を禁止したり、対策を推進している自治体もあったため、これらの概要を表 5 及び表 6 に整理した。

「④ 野焼きに関する調査、研究の実施」としては、苦情件数や野焼きの多い地域、対象物質等の調査の他に、学会や論文として発表している自治体もあった(表 7)。

また、「① 住民への周知」及び「②行政指導、対応の強化」のその他、「⑤ その他」として回答いただいた内容を表 8 にとりまとめた。調査票に選択肢として記載した項目の他に、ツイッターや新聞、ラジオ等も周知する際の媒体に活用されていた。また、広報車を活用したり、自治体の他部局(農業関係の部局等)と連携してパトロールや指導を強化している自治体もあった。

一方、これらの取組等による効果の確認方法(設問2)については、苦情件数の減少の他に、水稲作付面積に対する稲わら焼却面積の減少から把握していると回答いただいた。

表 4 野焼きの防止に係る対策、取組等の実施状況

取 組		回答件数 ^注
① 住民への周知	ホームページによる周知	94
	広報誌による周知	51
	リーフレットによる周知	68
	気象条件に基づく未然防止(事前通知)	0
	その他(表 8)	25
② 行政指導、対応の強化	野焼きの多い地域の見回りを実施	42
	野焼きに関する相談窓口を設置	26
	苦情対応の強化	24
	その他(表 8)	27
③ 条例により野焼きに対する規制の強化等		44
④ 野焼きに関する調査、研究の実施(表 7)		15
⑤ その他(表 8)		13
合 計		429

注: 複数回答あり。

表 5 農業残渣の野外焼却防止に係る先進的な取組事例(条例による対応事例(A))

自治体	青森県
条例名等	<p>青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例 平成 22 年 6 月 25 日 青森県条例第 33 号</p>
<p>条文抜粋 (主な個所に 下線を付し た)</p>	<p>青森県の基幹産業である農業は、夏季冷涼で変化に富む気候、豊かな水資源、 広大で生産力の高い農地、北国の風土に育まれた緑豊かな森林、そして勤勉で意欲 的な担い手により、生産量や品質など多くの面で全国の中でも高い水準にあり、県経 済や地域社会を支え、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。</p> <p style="text-align: center;"><---- 中略 ----></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の 防止について、県の責務等を明らかにするとともに、<u>稲わらの有効利用の促進及 びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策の基本となる事項を定めること</u> により、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関す る施策を総合的に推進し、もって農業の振興、本県の経済の発展及び県民の豊 かで健康的な生活の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第二条 県は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる<u>焼却等の処分の防止に 関し啓発等必要な施策を実施するものとする。</u></p> <p>(農業者の責務)</p> <p>第三条 <u>農業者は、稲わらの有効利用に努めなければならない。</u> 2 <u>農業者は、稲わらの有効利用の促進を妨げる焼却等の処分を行わないよう努め なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><---- 中略 ----></p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>二 <u>稲わら等を資源として循環させる耕畜連携(米、野菜等の生産を行う農家と畜産 業を営む農家との間の連携をいう。)の強化を図ること等により、環境への負荷が 低減される循環型社会の形成を図ること。</u></p> <p>三 <u>稲わらの広域的な活用に係る情報ネットワークの構築を図ること。</u></p> <p>四 <u>新エネルギー、工芸品としての活用等稲わらの新たな有効利用を図ること。</u></p> <p>五 <u>稲わらの焼却等の処分をせず、有効利用を図ることについて農業者の理解と関 心を深めること。</u></p>
<p>主な効果 (アンケート回 答)</p>	<p>県条例の整備(平成 22 年)と稲わら有効利用及び焼却防止の推進により、水稻作 付面積に対する稲わら焼却面積は、<u>条例制定前の 2.6 % (平成 21 年)から 1.1 % (平成 28 年)と半減した。</u></p>

<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 稲わら流通コーディネーターの取組（平成 23～27 年度） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 稲わら流通の仲立ちを行う「<u>稲わら流通コーディネーター</u>」を配置するとともに、津軽地域の豊富な稲わら資源を、<u>県南地域の畜産地帯などに供給する体制の構築</u>に向けて稲わら流通商談会を開催するなど、稲わら販売希望者と買取希望者とのマッチングを実施。 ⇒ 5 年間の取引実績は 310 件、稲わら 11,374 t。 ● 稲わら流通促進マッチングリストの掲載（平成 28 年度～） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 稲わらコーディネーターのノウハウを引き継ぎ、<u>稲わらの販売希望者と買取希望者のマッチングリスト</u>を青森県のウェブサイトで公開。
<p>参考情報</p>	<p><条文(全文)> http://reiki.pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/ac00126541.html</p> <p>※ 特記事項に記載した内容の詳細は以下参照。</p> <p><稲わらを有効利用しましょう！（青森県ウェブサイト）> http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/2008-0718-inawara.html</p> <p><公益社団法人あおもり農林業支援センター ウェブサイト> http://www.aomori-norin.jp/inawara/inawara.html</p>

表 6 農業残渣の野外焼却防止に係る先進的な取組事例(条例による対応事例(B))

自治体	秋田県
条例名等	秋田県公害防止条例 昭和46年10月1日 秋田県条例第52号（平成23年4月1日施行）
条文抜粋 (主な個所に 下線を付し た)	<p><秋田県公害防止条例></p> <p>第一条 この規則は、秋田県公害防止条例(昭和四十六年秋田県条例第五十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><---- 中略 ----></p> <p>(焼却の禁止)</p> <p>第三十七条の二 何人も、<u>稲わら</u>、ゴム、合成樹脂その他燃焼の際著しいばい煙を発生する物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。<u>ただし、規則で定めるところにより、燃焼させる場合はこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: right;">(昭四九条例一一・追加)</p> <p><秋田県公害防止条例施行規則> ※ 第三十七条の二 のただし書の内容</p> <p>第十二条 条例第三十七条の二 ただし書の規則で定めるところにより燃焼させる場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 風水害等の非常災害のため、燃焼させるとき。</p> <p>二 農作物の病虫害の防除又は凍霜害の防止のため燃焼させるとき。</p> <p>三 <u>毎年一月一日から九月三十日までの間及び十一月十一日から十二月三十一日までの間において、周辺的生活環境を損なうおそれがない場合に稲わらを燃焼させるとき。</u></p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて燃焼させるとき。</p> <p style="text-align: right;">(昭四九規則四五・追加、昭五三規則五三・一部改正、平一八規則九九・旧第十二条の二繰上・一部改正)</p>
主な効果 (アンケート回 答)	<p>本県は昭和49年から条例により稲わら燃焼に関する規制を実施したが、県内の農地周辺を広報車で隈無くパトロール実施したこと等により、稲わら等燃焼に関する苦情件数は、昭和や平成初期はそれほど多くはなかった(最大26件)。</p> <p>都市開発等で水田付近の一般住宅が増えてきたこと等により、県民からの新聞投稿や県民に対する一層の取組周知の後、平成20年度に最多の342件の苦情が寄せられた。</p> <p>その後、稲わら等焼却禁止重点地域を定め、当該地域の農家を対象にリーフレットを配布し、期間を定めてパトロールによる監視指導の強化を図ったこと等により、平成28年度の苦情件数は40件となった。</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>稲わら焼きを原則禁止</u>。特に、周辺的生活環境に影響が出やすい <u>10月1日～11月10日までの間は全面的に禁止</u>。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年度、「<u>稲わら等焼却禁止重点地域</u>」を定め、重点地域内の全農家に「稲わら等焼却防止リーフレット」を配布し、焼却禁止を呼びかけるとともに、パトロールにより監視・指導を実施。(平成29年度は、「19市町村57地域」を設定。) ● 稲わら等の焼却により、<u>大気中の浮遊粒子状物質の濃度が上がり、広域的に大気汚染が継続するおそれがある場合には「稲わらスモッグ注意報」を発令。</u>(SPM又は浮遊粉じん濃度が0.2 mg/m³以上、視界不良となった場合に発令)
参考情報	<p><条文> http://www1.g-reiki.net/pref_akita/reiki_honbun/u600RG00000296.html <STOP！稲わら焼き～稲わらやもみ殻は焼かずに有効活用を～(美の国あきたネット)> > http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/15882</p>

上記2自治体以外にも、稲わらの有効利用方法として、稲わらのすき込みを中心として取り組む自治体が見られた。すき込みによる土壌改良効果やすき込みに適した時期や深さなどの説明資料をHPへ掲載している自治体もあった。(青森市、会津若松市、長岡市、印西市、佐賀市等のHPにて記載を確認した)

表 7 野焼きに関する調査、研究の実施事例

自治体名	回答内容
青森県	【調査研究】青森県内における稲わら焼却による大気汚染状況 出典:青森県環境保健センター年報, 27, 53-64, 2016。
山形県	野焼き等による PM _{2.5} 高濃度発生状況の解明に関する研究を平成28年度から実施中
茨城県	野焼きに関する苦情件数を計上している
栃木県	PM _{2.5} が上昇した際の時間値毎の成分分析、近隣 JA 等への聞き取り調査
埼玉県	大気環境学会誌 52 巻 (2017) 1 号
千葉県	千葉県内の 9 件の農家の協力のもとに実施した屋外実験(野焼き実験)と 14 種の異なる植物片を用いたチャンバー実験により、バイオマス燃焼に由来する PM _{2.5} 一次粒子の定量的評価に関連する研究を実施。 論文:Chemical compositions of primary PM _{2.5} derived from biomass burning emissions. Yujiro Ichikawa, Suekazu Naito,Asian Journal of Atmospheric Environment, 11(2) 79-95, 2017 年 6 月. 学会発表:バイオマス燃焼に由来する PM _{2.5} 一次粒子の有機成分について 市川有二郎、渡邊剛久、内藤季和、第 58 回大気環境学会年会。 学会発表:バイオマス燃焼に由来する PM _{2.5} 一次粒子の成分解析 市川 有二郎、内藤 季和、第 57 回大気環境学会年会
新潟県	稲わら等焼却に伴う苦情発生状況に関する調査 稲わら等利用実態調査
長野県	野外焼却実態調査(県の廃棄物担当課において、毎年市町村あてに件数、場所、多発する時期の調査を実施している)
横浜市	野焼きの件数、野焼きの多い地域、野焼きの多い時期及び燃やしているものについて統計調査をしている。
川崎市	野焼きを含むバイオマス燃焼の指標となるレボグルコサンの分析を実施
函館市	発生件数の把握
前橋市	野焼き苦情件数の計上
松山市	野焼きの対応件数、野焼き対象物、野焼き地区
吹田市	野焼きの件数の調査
藤沢市	野焼きに関する苦情件数について、年度毎に集計

注:回答の趣旨が変わらない範囲で表記を修正した。

表 8 その他の回答内容(1/3)

取 組	主なその他の回答内容
① 住民への周知 (その他)	その他の媒体に掲載。
	⇒地元新聞紙の県広報報、県広報誌、ラジオ、ツイッター
	稲わらの焼却面積が多かった市町村について、重点地域として農業協同組合等と連携し周知を強化する対応をとっている。
	実施者に対し、作業日前に周辺住民に周知するよう指導。
	家庭ごみの減量と出し方ガイドブックの一項目として掲載。
	広報車により、稲わら焼き防止を呼びかけ。
	農政部局及び消防局等と連携し、麦の収穫時期に併せて麦稈パトロールを実施。
	市の農業部局と連携し、農業従事者に周知してもらっている。
② 行政指導、対応の強化(その他)	廃棄物対策業務担当者による休日・夜間・早朝パトロールの実施。
	産廃 G メン(産業廃棄物適正処理監視指導員)を設置し、地域の監視パトロールを実施。消防署と合同で監視を実施。
	昭和40年代に「稲わらスモッグ」が発生し、生活環境に著しい影響が出たことから、昭和49年に県の公害防止条例に「屋外燃焼行為の規制」を盛り込み、主に稲わら燃焼に対し、監視指導を強化。
	監視パトロール
	不法投棄及び野焼きの通報に対応するためのフリーダイヤルの設置(リーフレットに記載)
	富山県大気環境計画に野焼きの抑制を盛り込み、市町村や廃棄物部局と連携して、不適切な野焼きをしないよう啓発・指導。
	野焼きが多い地点について、民間委託による監視パトロールを実施。野焼きの行為者には野焼き禁止の旨を記載したチラシを配布。
	監視・指導体制の強化
	不法投棄や野外焼却を発見した際の通報先設置。
	不法投棄等と合わせた通報専用窓口を開設(廃棄物処理法所管課)。
	「産業廃棄物不法投棄 110 番」の設置。巡回パトロール。
	各地域振興局等に産業廃棄物適正処理監視指導員を設置し、パトロールを強化。
	産業廃棄物屋外焼却(違法)については、廃棄物関係課で苦情が多い地域の見回りを実施。
	住民から野焼きに基づく苦情等が寄せられた場合には、行政指導等の対応を実施。

注: 回答の趣旨が変わらない範囲で表記を修正したことがある。

表 8 その他の回答内容(2/3)

取 組	主なその他の回答内容
② 行政指導、対応の強化(その他) (続き)	苦情が寄せられた場合は、現地調査のうえ自粛等を要請。
	農協機関誌の秋期号へ「野焼き禁止」記事を環境、農林の両部門併記し掲載依頼。
	「農家のしおり」等に野外焼却は、できるだけしないように啓発文を掲載し農家の方に周知。
	現職警察官2名が担当係に出向し、厳格な行政指導と対応を実施。警察 OB2名を担当係に非常勤職員として採用し、市内パトロールと野外焼却等に関する事案対応及び行政指導を実施。
	担当職員以外の職員も野焼きの対応ができる体制を整備。
	野焼き防止パトロールによる市内巡回。
	休日や夜間でも通報を受けられるように「野焼きストップコール」を開設し、24 時間体制で、現地調査及び焼却行為の解消に努める。
⑤ その他	稲わらの有効利用に向けた県内外の畜産農家等と耕種農家のマッチング支援。
	県研究機関と横浜市・川崎市で野焼きとの関連性を調査することを目的に、レボグルコサンの成分分析を実施。
	高濃度時、野焼きを現地で確認した場合は、野焼きの実施者に注意。公園など管理者のいる場所で野焼きが確認された場合は、管理者に連絡し周辺住民へ野焼きをしないよう呼びかけてもらう。秋季に野焼きを行わないよう広報誌で周知。
	不法投棄等発見通報マニュアル及び通報票を HP にて公表。
	委託により、野焼きの多い地域における啓発パトロールを実施。
	県が定める条例により、農林業に伴う焼却や落葉等の軽微な焼却を除く家庭ごみの焼却を禁止。落葉等の焼却であっても、近隣から苦情があった場合は自粛するよう要請。
	当課が窓口となり、住民からの問い合わせ等に対応。業務の関係で現場へ出た際等、苦情のあった地点のパトロールを実施。指導の際には、行為者に野焼き禁止のパンフレットを手渡し。
	農作業に伴う野焼きの場合は、農業者を規制する立場の環境部門からの指導を行うことに加え、農業者を守る農政部門からも指導を実施。
	市の災予防条例に規定される「火災とまぎらわしい行為等の届出」が消防にされた場合、消防が廃棄物対策課へ参考連絡。その連絡に基づき、廃棄物対策課の職員が届出がされた現場に臨場し、届出された焼却に違法性がないか確認し、違法性が認められれば指導を実施。

注:回答の趣旨が変わらない範囲で表記を修正したことがある。

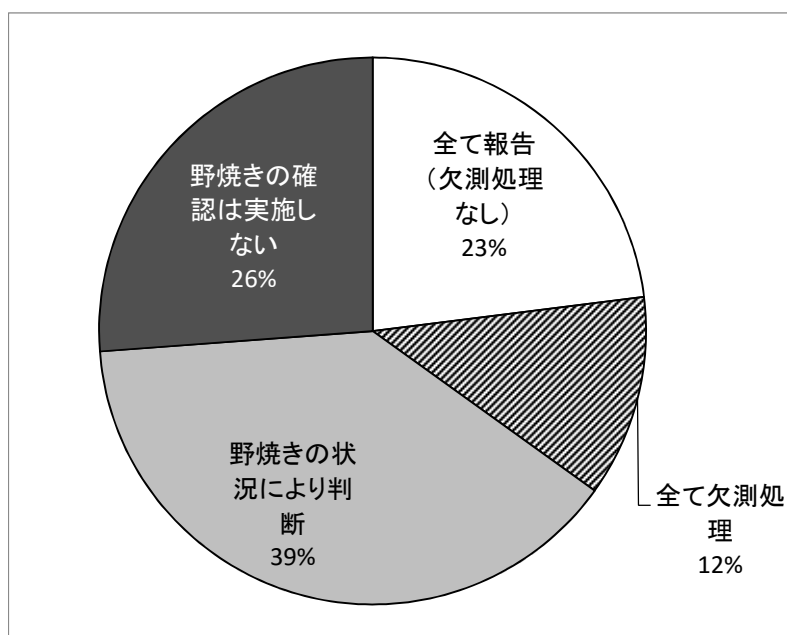
表 8 その他の回答内容(3/3)

取 組	主なその他の回答内容
⑤ その他 (続き)	消防署と連携し、火災予防条例「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に伴う届け出を受けた場合は、環境部にも連絡を行うよう依頼。警戒出動及び調査出向した場合において、野焼き禁止について関係者の理解が得られなかった場合は、再度、環境部による指導を実施。
	廃棄物監視指導員による巡回・指導を実施。
	状況によって、一般廃棄物及び産業廃棄物の指導を所管する部署等と連携しながら対応を実施。
	梨農家に対し、焼却以外の負担の少ない処理ルートの確立。

注: 回答の趣旨が変わらない範囲で表記を修正したことがある。

(3) 野焼き時の大気汚染物質常時監視データの取扱いについて(調査票(3))

野焼きが疑われた場合の各自治体における大気汚染物質常時監視データの取扱いは図 4 に示すとおりであり、野焼きの影響が疑われた場合のデータの扱いは自治体によって様々であった。



注: 複数回答あり。一部の回答は「具体的な判断基準」、「その他の方法で判断」に記入いただいた内容に基づき、適切な個所に再配分した。野焼きの状況により判断は、確認された野焼きの規模や状況(局の近傍のみ高濃度、短時間で低下など)によって、個別に報告/欠測の判断を行っている自治体。

図 4 野焼き時の大気汚染物質常時監視データの取扱い

一方、野焼きの状況に応じて報告/欠測の判断を行う場合、野焼きの規模で判断している場合が多く、その際の「欠測」扱いとする具体的な判断基準は以下のとおり。なお、野焼きの影響が疑われても、確実に野焼きと判断できる根拠が見つからない場合は「報告」とすると回答いただいた自治体も複数あった。

- 測定局付近で実施された小規模な野焼き(局所的な野焼き)
 - 広域に影響を与えた野焼きではないことが確認された事例
- 短時間の野焼き

また、「その他の方法により判断している。」(その他の方法で判断)として回答いただいた主な内容(主に野焼きの把握方法)は以下のとおりであり、複数の要因による組合せから野焼きの有無を判断し、それが局所的である場合は欠測扱いとする自治体が多かった。

- SPM、NO、Ox 等の他の物質の変動を確認
- 風向等の気象状況を確認
- 周辺の測定局の濃度変動を確認
- 保守業者等による点検結果(装置の異常等を確認)
- 市が属する都道府県と協議
- PM_{2.5}が予め定めた値を超過(50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ など)

- 高濃度出現時(出現後)に現地を確認
 - フィルター(ろ紙)の汚れ具合(茶色くなっているか等)
 - 煙の有無
 - 残渣(灰)
 - チャートの点検
- 成分分析結果により野焼きの指標となる成分が検出された場合
- 過去の状況から判断(農業地域等、野焼きの多い地域で高濃度)
- 局舎に設置したビデオカメラの記録
- 周辺住民からの苦情

一方、野焼きの影響が疑われた場合に欠測処理を行う自治体については、その理由を回答いただいた(設問2)。欠測処理を行う理由は、131 件中 66 件(50 %)回答があり、主な回答内容は野焼きを「異常値」として処理することであった。また、「環境大気常時監視マニュアル」(環境省)の記載内容に基づき判断していると回答した自治体における、マニュアルの参照箇所は以下のとおり。

- 「6.1.3 確定作業の内容」
 - 「(4)異常値の取扱い」、「ivその他の外的要因」に該当
 - 「(5)欠測処理基準」、「3) 外的要因の異常」に該当